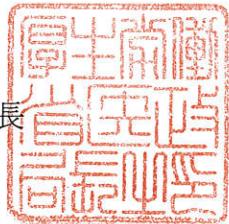


医政発0401第18号
平成27年4月1日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

医政発0401第16号
平成27年4月1日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行について

平成25年12月20日に、地方分権改革に係る「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が閣議決定されるとともに、この方針を実現するための「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号。以下「第4次分権一括法」という。）が平成26年6月4日に公布され、一部を除き、本年4月1日から施行することとされています。

これに伴い、本年3月31日付で、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」（平成27年政令第128号）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成27年厚生労働省令第55号）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成27年文部科学省・厚生労働省令第2号）が公布されました。

これらの法令改正のうち、厚生労働省医政局が所管する法令の改正内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

なお、地方自治体において移譲された事務・権限が円滑に実施されるよう、平成27年度以降も万全の支援を行うことを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

(1) 病院等の開設・管理・監督等に係る事務・権限の移譲について

国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）が開設する病院、診療所又は助産所（以下「国開設病院等」という。）の開設・管理・監督等に係る事務・権限を都道府県知事等が行うものとするとともに、指定都市においては、病院の開設・管理・監督等に係る事務・権限を指定都市の市長が行うものとすること。

(2) 医療関係職種の養成所の指定・監督に係る事務・権限の移譲について

次に掲げる医療関係職種の養成所の指定・監督に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとすること。

- ① 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所
- ② 診療放射線技師養成所
- ③ 臨床検査技師養成所
- ④ 理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設
- ⑤ 視能訓練士養成所
- ⑥ 歯科衛生士養成所
- ⑦ 歯科技工士養成所
- ⑧ はり師の養成施設、きゅう師の養成施設並びにはり師及びきゅう師の養成施設
- ⑨ 柔道整復師養成施設
- ⑩ 臨床工学技士養成所
- ⑪ 義肢装具士養成所
- ⑫ 救急救命士養成所
- ⑬ 言語聴覚士養成所

第二 病院等の開設・管理・監督等に係る事務・権限の移譲の内容について

(1) 国開設病院等の開設・管理・監督等に係る事務・権限の移譲について

国開設病院等の開設・管理・監督等に係る事務・権限（開設許可、廃止届出の受理、報告の徴収、立入検査等）を、都道府県知事（診療所又は助産所にあっては、保健所設置市又は特別区においては保健所設置市の市長又は特別区の区長）が行うものとすること。ただし、主務大臣等から厚生労働大臣への病院の開設・増床等に係る計画に関する事前協議、病院の開設・増床等に関する勧告の適用除外等については、引き続き、設けるものであること。

(2) 病院の開設・管理・監督等に係る事務・権限の指定都市への移譲について

病院の開設・管理・監督等に係る事務・権限（開設許可、病床数等の変更の許可、廃止届出の受理、人員及び施設基準の条例の制定、報告の聴取、立入検査等）を、